

【裁判所に持ち込めないものの例】

ナイフ等刃物類	ナイフ，カッター，包丁，はさみ，缶切り， ペーパーナイフ，カミソリ（Ｔ字カミソリは除く）
写真機類，録音機類	カメラ，ＩＣレコーダー，テープレコーダー ※これらのものは，裁判所（敷地を含む。）では使用することができず，原則として，持ち込むことができません。ただし，かばんや収納ケースにしまっただけならば，持ち込むことができます（撮影機能や録音，録画機能の付いたスマートフォンや携帯電話等は，それらの機能を使用しないことを前提に持ち込むことができます。）。
護身用具類	ヌンチャク，スタンガン，警棒，催涙スプレー， メリケンサック，木刀
その他	旗，旗竿，のぼり，プラカード，拡声機，はちまき， ゼッケン，腕章，工具，ガスボンベ，スピーカー， ヘルメット，メガホン，サオ，手錠，十手，無線機， 懐中電灯（警棒付），ストック，スプレー（化粧品， 医薬品を除く），千枚通し，ガソリン，灯油等の燃料 類 ※ 旗，旗竿（携帯用で凶器にならないもの），はちま き，ゼッケン，腕章については，裁判所の敷地，庁舎内 での使用は認められません。ただし，かばん等にしまう ことができる場合は，持ち込むことができます。